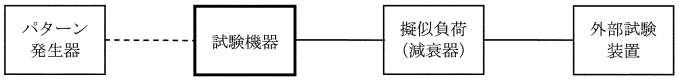
⑴　ビデオトリガ機能を有するスペクトル分析器を用いる場合は、広帯域検波器を省略できるものとする。

⑵　スペクトル分析器のダイナミックレンジが不足する場合は、搬送波と、搬送波を送信していないときの電力の相対測定において基準レベルを変更して測定することができる。

⑶　4⑶において、搬送波を送信していない時間のデータから各スロットごとに平均値を算出する場合は、搬送波を送信しているスロットから±27μsの間を除いて計算する。

十　変調信号の送信速度

1　測定系統図



2　測定器の条件

外部試験装置は、試験機器と回線接続ができ、かつ、回線接続の確認ができる機能を有するものとする。ただし、外部試験装置の代わりに試験機器と通信可能な対向機を使用することができる。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定して、送信する。

⑵　変調状態は、通常の使用状態とする。

4　測定操作手順

⑴　各変調方式ごとに外部試験装置により試験機器との回線接続の可否を確認する。

⑵　送信速度が測定できる場合は、各変調方式ごとに送信速度を測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　送信速度を測定した場合は、各変調方式ごとにkbit／s単位で記載する。

⑵　回線接続で確認した場合は、各変調方式ごとに「回線接続　良（又は否）」と記載する。

6　その他

⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができ、かつ、回線接続の確認ができる機能を有するものとしているが、送信速度を測定する機能を有する場合は、送信速度を測定する。

⑵　変調信号の送信速度は、電波を発射している時間内における制御信号等を含むデータ伝送速度である。

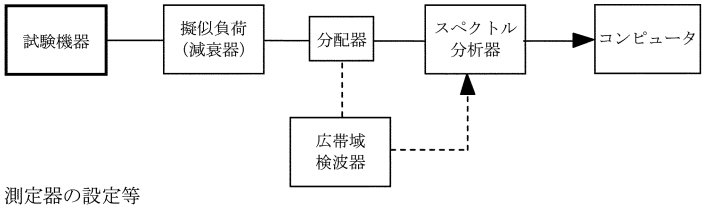
⑶　各変調方式の送信速度を決定するクロック周波数を分周回路等により得ている場合は、原発振回路のクロック周波数を共通に用いていること及び分周回路をロジック回路で構成されていることを証明することにより、一の変調方式の許容偏差の測定により、他の変調方式の許容偏差の測定を省略することができる。

⑷　送信速度を測定することが極めて困難な場合は、登録証明機関又は登録検査等事業者以外の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることもできる。

⑸　外部試験装置の周波数分解能は、平成22年総務省告示第389号に規定する許容偏差の1／10以下として記載する。

十一　副次的に発する電波等の限度1

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　同軸系の場合は、擬似負荷（減衰器）の減衰量を20dB程度以下とする。

⑵　副次的に発する電波等の限度（以下この別表において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	30MHzから1,000MHzまで
	1,000MHzから1,893.5MHzまで
	1,906.1MHzから12.75GHzまで
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB／Div
掃引時間	（掃引周波数幅／分解能帯域幅）×バースト波繰り返し周期以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射の電力測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	副次発射の周波数
掃引周波数幅	0Hz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB／Div
掃引時間	10ms
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数において、送信を停止し全時間にわたり連続受信状態に設定する。

⑵　連続受信状態に設定できない場合は、スロット数を固定した継続的バースト受信状態に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を2⑵とし、副次発射の電力の最大値を探索する。

⑵　検出した副次発射の電力値が設備規則第24条第24項に規定する許容値を満足する場合は、検出した値を測定値とする。

⑶　検出した結果が設備規則第24条第24項に規定する許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHz、1MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次的に発する電波の周波数を求める。

⑷　スペクトル分析器の設定を2⑶とし、その電力を測定する。このとき、標準スロット構成の場合は、測定時間（10ms）を24区間に分割して各スロットごとに平均値を算出し、それらの受信スロットのうち最も大きな値を測定値とする。なお、広帯域スロット構成の場合は、測定時間（10ms）を12区間に分割して各スロットごとに平均値を算出し、それらの受信スロットのう